

平成23年度 第4回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	平成24年2月10日(金) 13:30~15:30
会 場	市役所分庁舎2階 大会議室
出席者	<p>会 長 長田 貴          委 員 竹田 千里・船橋 久郎・信岡 史恵・山口 三七子・小林 正美          松矢 欣哲・加納 多恵子・進藤 昌子・安宅 桂子・津村 直行</p> <p>委員以外</p> <p>芦屋市東山手地域包括支援センター 三上 邦江・岡本 仲充          芦屋市西山手地域包括支援センター 川添 昌宏・栢田 節子          芦屋市精道地域包括支援センター 赤川 俊雄・針山 大輔          吉田 三幸・小阪 明          田中 裕美・河口 真澄          西濱 茜</p> <p>芦屋市潮見地域包括支援センター 田中 喜代子・大山 貴美子          大島 眞由美・先谷 美保          長島 千津子</p> <p>保健福祉部地域福祉課 寺本 慎児・細井 洋海          事務局 保健福祉部高年福祉課          安達 昌宏・永井 喜章・木野 隆・奥村 享央・吉川 里香          廣瀬 香</p>
会議の公表	<input type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由> 情報公開条例第19条第2項に基づき、会議の円滑な運営を行うため。
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 介護予防支援業務の委託について
- (2) 地域包括支援センターチェックリストによる業務課題について
- (3) 「第6次芦屋すこやか長寿プラン21(案)」について

2 資料

- 当日資料 介護予防支援業務の委託について
- 資料1 地域包括支援センターの業務評価
- 資料2 「第6次芦屋すこやか長寿プラン21(案)」抜粋

3 審査(議)内容

上記の議題について事務局より報告、説明し、委員に意見聴取する。

開 会

1 介護予防支援業務の委託について

(長田会長)

議事開始前に議事1については、情報公開条例第19条第2項に基づき、非公開としたいと考えておりますがいかがでしょうか。

全員一致で承認

「介護予防支援業務の委託について」事務局より説明。

(長田会長)

ただいまの説明について、確認、質問などはございませんか。

(小林委員)

地域包括支援センターとはこれまでどのように関わっておられますか。

(介護予防支援業務委託予定事業者)

介護予防給付から介護給付への移行時の連携や研修等を通じて、情報交換、意見交換等を行っています。

(長田会長)

個別支援の際も当然ながら、主体的に関わりをもってきているということですね。

(事務局 永井)

では、協議のため、事業所の方には退席させていただきます。

(長田会長)

事業所の説明を受けましたので、協議に移ります。ただいまの事業所については、介護予防支援業務委託事業所として承認でよろしいでしょうか。

全員一致で承認

(長田会長)

続いて、事務局より報告事項をお願いします。

(事務局 吉川)

南芦屋浜病院居宅介護支援事業所の介護予防支援業務体制の変更と介護予防支援業務委託事業者として継続承認していることを報告。

## 2 「地域包括支援センターチェックリストによる業務課題について」について

「地域包括支援センターチェックリストによる業務課題」について事務局より説明

(長田会長)

ただいまの説明で、チェックリストの評価をうけて、次年度に取り組む事項について、基幹的業務担当と協議をしているとのことでしたが、事務局説明の補足として、基幹的業務担当が考えている、取り組みに対する焦点、方向性があれば教えてください。

(精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当)

まずは、評価項目の中で、取り組みを絞り込み、課題の重点化、優先順位をつけることを考えています。

(長田会長)

質問、確認はございますか。

(信岡委員)

各地域包括支援センターの特徴となる変化があれば教えてください。

(西山手地域包括支援センター)

総合相談が充実してきたと思います。また特に、権利擁護支援業務は、権利擁護支援センターができたことで、行政も含めた支援・相談体制が整い、動きやすくなったと実感しています。

(東山手地域包括支援センター)

昨年度は職員変更があったこともあり、昨年度と比べると、センター内連携が良くなったと思いますし、地域との関わりや虐待への関わりは改善しています。しかし、

慣れたことによる、業務の見落としがないように注意が必要と考えています。

(精道地域包括支援センター)

全体的な評価としては、ほぼ横ばいとなっていますが、SVの評価は下がり、権利擁護支援業務と地域ケアシステム業務は若干上昇しています。

(潮見地域包括支援センター)

業務体制が十分に整いませんでした。評価作業を通してセンターの課題が見え、次年度は地域ケアシステムに取り組んでいきたいと考えます。

(加納委員)

これは、主観的評価ですが、やはり客観的評価も必要だと思います。

(長田会長)

評価の機会や場をどのようなイメージしていますか。

(事務局 吉川)

明確な形は示していませんが、評価を受けるために事前準備が必要となると、日常業務にプラスの業務となり、負担を生じることが予測されますので、負担の少ない方法を検討する必要があると思います。

(長田会長)

この自己評価も出来得る範囲で客観的に考えて評価をしていると思われませんが、客観評価は必要でしょう。実践業務の中で、個別ケースの評価など整理してやっていると良いと思いますし、実践の中で課題に取り組むことで、効果的にステップアップできると思います。

(船橋委員)

「総合相談・支援業務」の「要援護高齢者の情報集約」における解決策として、要援護者台帳の普及、活用とありますが、既に普及しておかなければならないものではないでしょうか。

(事務局 吉川)

要援護者台帳については、民生委員の協力を得て情報を収集していますが、必要性を感じておられない方もおられ、必要性を認識していただくための普及と、集約された情報については、一定仕組みはできているものの、より有効活用する必要があるという観点からの解決策として記載しています。

(松矢委員)

記載されている解決策はもっともであるが、具体性に欠けると思います。いつまでに何をするのかなど具体的なプランがあるのでしょうか。

(事務局 吉川)

解決策に記載の内容は各地域包括支援センターから出して頂いたものを集約したものであり、具体的な実践プランに落とし込まれているものはありません。取り組み課題は、各地域包括支援センターで検討していただき、全ての地域包括支援センターとしての課題については、先程説明した、基幹的業務担当の取り組みの中で考えていただくことだと考えています。

(長田会長)

課題整理と優先順位を決めて、地域包括支援センター全体で協働すること、各々の地域包括支援センターで取り組む部分の計画作業もあるが、地域包括支援センターが別々に行うということではないですね。

(事務局 永井)

はい、そのとおりです。

(山口委員)

「高齢者虐待防止・権利擁護業務」の「虐待対応窓口としての提示，活用」の評価が昨年度より下がっていますが，この部分が進まない原因は何かあるのですか。

(西山手地域包括支援センター)

虐待に関する通報は，ケアマネジャーやサービス事業者からがほとんどであり，地域住民への理解を得るための普及啓発が不十分と考えています。

(小林委員)

その点については，住民啓発と窓口としての提示，活用をどこまで担うかの整理が必要ではないでしょうか。評価項目には，最低限実施しなければならない項目と質を問う項目があると思います。評価基準を明確にして示すことと，最低限必要な項目，業務の質の問題の仕分けをしなければいけないのではないのですか。

(長田会長)

評価項目に示されている業務内容の整理ということですが，各地域包括支援センターが業務範囲をどう捉えているのか，意識も表れると思われれます。全業務を担うのは大変なことです，どう繋がっていくかが重要でしょう。評価についても，一定枠内では達成されていることも，ステップアップによる視点の変化に伴って評価が下がる可能性もありますので，それらの点を踏まえて，共通の評価基準を次に繋げる材料として提示されると良いと思います。

(津村委員)

行政の立場からすると，大事な指摘だと思います。地域包括支援センターの位置づけも変化しつつある中で，地域包括支援センターのあり方を明示する必要はあると考えますし，評価基準については，地域包括支援センター運営協議会の意見を取り込みながら，取り組んでいく必要があると思います。

(竹田委員)

評価をすることはエネルギーのいる作業であり，このプロセスそのものが意味のある作業だと思います。評価した後，次に何をすることが大切で，地域包括支援センターの差が何故出てくるのかを考えてほしいと思います。

(進藤委員)

課題が課題で終わらないよう，前に進めるために，しっかり取り組んでいただきたいと思います。また，「虐待対応窓口としての提示，活用」ができていない理由は何かあるのですか。

(西山手地域包括支援センター)

虐待予防は重要なので，地域の中で話をしながら，不適切な対応を知っていただいて，隣近所で見守ってもらえたらと考えますが，業務に当る時間がないのが現状だと思っています。

(東山手地域包括支援センター)

虐待の早期発見，対応，予防対策，地域包括支援センターが窓口であることは十分伝えられてないのが現状であり，どういう形で啓発するのかを考えられていないのが実態です。

(精道地域包括支援センター)

基本，窓口周知は行政の業務であると考えていますが，地域包括支援センターとしての働きかけができていないと思っています。

(潮見地域包括支援センター)

総合相談窓口であることを周知していますが，虐待対応窓口としては周知できてい

ません。地域での集まりの場や出前講座などに出向き、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

(事務局 安達)

高齢者虐待の地域における早期発見のためには、普及啓発が必要と考えています。民生委員の見守りを通じて近所からの通報があれば、早期対応も可能になります。行政としても啓発には力を入れるべきと考えています。

(長田会長)

地域包括支援センターがどこと繋がり、どう関わっていくかが重要だと思います。

(小林委員)

「虐待対応窓口としての提示、活用」の一方では、啓発とありますが、何を啓発するのか、どこまでを担うかを明確にする必要があると思います。地域包括支援センターが担う項目として、職員が変わっても、質の問題は別として、やるべき業務をきちんと押さえておくことが必要でしょう。

(長田会長)

発展的状況をつくるための意見ですので、来年度に向けて、意見を取り入れて、業務の取り組みをお願いします。

### 3 「第6次芦屋すこやか長寿プラン21(案)」について

「第6次芦屋すこやか長寿プラン21(案)」について事務局より報告

(長田会長)

ただ今の説明内容について確認、質問があればお願いします。

(小林委員)

前回の地域包括支援センター運営協議会で説明された、二次予防事業対象者把握事業に関する次年度の予算の方向性を教えてください。

(事務局 永井)

状況を見ながらではありますが、何らかの措置は必要と考えています。

(小林委員)

二次予防事業対象者把握事業は、保健師が担当する業務という整理でしょうか。

(事務局 吉川)

予防に関する業務ですので、保健師業務の範疇ではありますが、各地域包括支援センターが取り組みやすい体制で動いていただけたら良いと考えています。

(小林委員)

新たな業務に対して、人員を増やすか、業務の整理をするのかの調整も必要だと思います。

### 4 「その他」について

「介護予防支援業務の委託に関する8件上限の廃止に対する行政の考え方」及び「事務調査の実施」について事務局より報告

(長田会長)

では、本日の議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

以上